

## 総量規制基準(案)について

## 1 総量規制基準による規制について

## (1) 適用対象

指定地域内の特定事業場<sup>(注)</sup>のうち、日平均排出量が 50m<sup>3</sup>以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

## (2) 総量規制基準

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、以下の算式により定められる。

$$\begin{array}{ll} \text{C O D} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒 素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{り ん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{array}$$

Q：表1の時期区別の特定排水<sup>(注)</sup>の水量 [単位：m<sup>3</sup>/日]

C：表1の時期区分の水量ごとに、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分(以下「業種等区分」という。)ごとの範囲(以下「C値範囲」という。)内において知事が定める値(以下「C値」という。)[単位：mg/L]

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

表1 C O D、窒素及びりんの時期区分

時期区別水量	C O D	窒素	りん
S55.6.30 以前の水量	Q <sub>co</sub>	Q <sub>no</sub>	Q <sub>po</sub>
S55.7.1 ~ H3.6.30 に増加した水量	Q <sub>ci</sub>		
H3.7.1 ~ H14.9.30 に増加した水量	Q <sub>cj</sub>	Q <sub>ni</sub>	Q <sub>pi</sub>
H14.10.1 以降に増加した水量			

## 2 国の第7次総量規制基準設定方法

### (1) 基本的な考え方

中央環境審議会の「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成23年1月答申)に、都府県が総量規制基準を定める際の留意事項として、伊勢湾等について以下のとおり記載されている。

#### 設定の主旨

中央環境審議会の「第7次水質総量削減の在り方について」(平成22年3月答申)では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。

今回の見直しはこうした考え方にに基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。

### (2) 第6次からの変更点の概要

#### ア 業種等区分

- ・ 業種等区分の変更はない。
- ・ 窒素及びりんについては、畜産農業に「総面積が50m<sup>2</sup>以上の豚房施設を有するもの」という備考が設けられた。

#### イ 時期区分

- ・ 時期区分の変更はない。

#### ウ C値範囲

- ・ 表2の ~ の観点から業種等区分を抽出し、C値範囲の見直し検討がなされ、C値範囲が見直された。

表2 見直し検討を行う業種等区分の抽出

抽出の観点	具体的な内容
過去のC値範囲の設定から	C値範囲が強化されていない業種等区分は、最大水質(H21年度実績)まで上限値を引き下げる。
	既存施設と新增設された施設に係るC値範囲の設定の差が大きな業種等区分は、既存施設の最大水質(H21年度実績)まで上限値を引き下げる。
現状より悪化させない観点から	C値範囲の上限値が都府県が定めたC値の最大値より大きい業種等区分は、最大値まで上限値を引き下げる。
排水基準値との関係性から	閉鎖性海域に係る窒素、りんの暫定排水基準が適用される業種等区分は、排水基準値の日最大値まで上限値を引き下げる。
	C値範囲の上限値が一律排水基準の日最大値より大きい業種等区分は、一律排水基準の日最大値まで上限値を引き下げる。

### 3 本県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定

第7次総量規制における基準値の設定は、以下に示す基本的な考え方により、環境省により平成23年3月31日付けで一部改正の告示がなされた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」<sup>(注)</sup>に基づき設定する。

(注) 環境省告示

- ・化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号、一部改正：平成23年環境省告示第23号）
- ・窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示（平成18年環境省告示第135号、一部改正：平成23年環境省告示第24号）
- ・りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示（平成18年環境省告示第136号、一部改正：平成23年環境省告示第25号）

#### (1) 時期区分について

国は時期区分を変更していないことから、本県も同様に6次の時期区分を踏襲する。

#### (2) 業種等の区分について

業種等区分及び排水量の規模による区分については、国が6次の区分に加え畜産農業に備考を設けたことから、本県も同様に変更を行うこととし、それ以外については、6次の区分を踏襲することとする。

#### (3) C値について

##### ア 本県の6次C値の設定状況

公共用水域の水質環境や事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、業種等(備考及び排水量規模区分を含む。)及び時期による区分に、C値を次のとおり設定している。

表3 本県の6次C値の設定状況

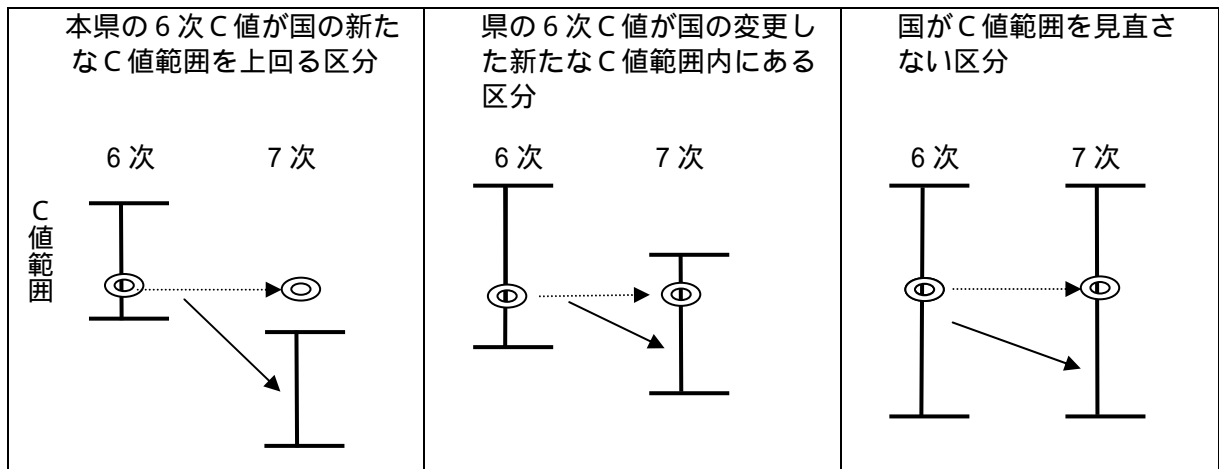
・排水水質の実態が上限値を上回っている区分	上限値
・排水水質の実態が概ねC値範囲内のため低減可能な濃度を設定した区分	C値範囲内
・排水水質の実態が下限値を下回っている区分 ・範囲内でも低減可能な濃度を下限値としている区分 ・本県に存在しない業種等区分	下限値

(注) 区分：業種等(備考及び排水量規模区分を含む。)及び時期による区分。以下同様。

## イ 本県のC値見直しの考え方

本県に立地している指定地域内事業場(指定地域内で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場)の排水水質の実態、排水処理技術水準等を勘案し、平成23年3月31日付けで一部改正された環境省告示のC値範囲内でC値を設定する。

また、中央環境審議会の「第7次水質総量削減の在り方について」(平成22年3月答申)、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成23年1月答申)を踏まえ、以下の～の考え方によりC値を設定する。



(注)◎：本県の6次C値

図1 本県のC値見直しの考え方のイメージ図

### 本県の6次C値が国の第7次C値範囲を上回る区分

国のC値範囲を上回る区分は、CODについては9区分、窒素については3区分が存在し、りんについては該当がない。これらの区分については、本県の現行C値を排水水質の実態等を踏まえて国のC値範囲内への引き下げを行う。

表4-1 対象区分数及び見直し区分数

項目	対象業種等区分数	区分数	
		対象区分数全体	見直し区分数
COD	3	9	9
窒素	2	3	3
りん	0	0	0

県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある区分

国がC値範囲を変更したが本県の6次C値はその範囲をはずれることはない区分は、CODについては19区分、窒素については21区分、りんについては13区分が存在する。これらの区分については、本県内の当該業種区分の排水水質の実態や排水処理技術水準等を踏まえ、C値を設定する。

表4-2 対象区分数及び見直し区分数

項目	対象業種等区分数	区分数	
		対象区分数全体	見直し区分数
COD	7	19	2
窒素	13	21	0
りん	11	13	0

国がC値範囲を見直さない区分

国がC値範囲を見直さない区分は、CODについては783区分、窒素については608区分、りんについては585区分である。これらについて、C値の見直しの必要性を検討したところ、産業構造の変化による業種の大きな変化は予想されないことや、排水水質の実態等から削減の取組が実践されていること等が明らかになったことから、国の考え方に従ってC値は6次のままとする。

表4-3 対象区分数及び見直し区分数

項目	対象業種等区分数	区分数	
		対象区分数全体	見直し区分数
COD	213	783	0
窒素	215	608	0
りん	215	585	0

現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない区分

これまでの本県の考え方を踏襲し、最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小に抑制するよう、原則として新たなC値範囲の下限値とする。

表4-4 対象区分数及び見直し区分数

項目	対象業種等区分数	区分数	
		対象区分数全体	見直し区分数
COD	3	5	5
窒素	9	11	11
りん	8	12	12

表5 - 1 本県の6次C値が国の7次C値範囲を上回る業種等区分  
(p4～5の本県のC値見直しの考え方)に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

COD

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
9	寒天製造業	Cco	80	120	80					55	65	55			( )			
		Cci	80	100	80					55	65	55			( )			
		Ccj	80	100	80					55	65	55			( )			
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cco	210	220	210					150	160	150			( )			
		Cci	210	220	210					150	160	150			( )			
		Ccj	190	210	190					150	160	150			( )			
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	280	290	280					150	160	160						
		Cci	270	280	270					150	160	160						
		Ccj	270	280	270					150	160	160						

(注) 表中の( )は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠 でカウントしたことを示す。

窒素

整理番号	業種等区分	Cp等の区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
2	畜産農業	Cno	60	200	200					60	120	120							
		Cni	60	70	70					60	70	70							
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	102項の備考(ウ)	Cno	1100	1200	1100					700	800	700			( )			
			Cni	1100	1200	1100					700	800	700			( )			

(注) 表中の( )は、根拠 (県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠 でカウントしたことを示す。

りん

該当なし

表5 - 2 - 1 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(COD)  
(p4～5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	30					20	50	30						
		Cci	20	30	20					20	30	20						
		Ccj	20	30	20					20	30	20						
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	30	50	30					20	30	30						
		Cci	30	40	30					20	30	30						
		Ccj	30	40	30					20	30	30						
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	180	170					160	170	160		( )				
		Cci	170	180	170					160	170	160		( )				
		Ccj	130	140	130					130	140	130						
186	伸線業	Cco	10	30	20					10	25	20						
		Cci	10	20	10					10	20	10						
		Ccj	10	20	10					10	20	10						
193	鍛工品製造業	Cco	10	20	15					10	15	15						
		Cci	10	20	10					10	15	10						
		Ccj	10	20	10					10	15	10						
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	Cco	40	70	40					40	50	40						
		Cci	30	50	30					30	50	30						
		Ccj	30	50	30					30	50	30						
	221項の備考(ア) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつては	Cco	40	80	40					40	50	40						
		Cci	40	80	40					40	50	40						
		Ccj	30	50	30					30	50	30						
	221項の備考(イ) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては	Cco	40	80	40					40	50	40						
		Cci	40	80	40					40	50	40						
		Ccj	30	50	30					30	50	30						
223	ア し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) (日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)	Cco	40	60	40					40	50	40						
		Cci	30	50	30					30	50	30						
		Ccj	20	40	20					20	40	20						
	アの備考 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	60	40					40	50	40						
		Cci	40	60	40					40	50	40						
		Ccj	20	40	20					20	40	20						
	イ (日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のものに限る。)	Cco	50	60	50					40	50	50						
		Cci	30	50	30					30	50	30						
		Ccj	20	40	20					20	40	20						
	イの備考 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	60	50					40	50	50						
		Cci	40	60	40					40	50	40						
		Ccj	20	40	30					20	40	30						

(注) 表中の( )は、根拠(県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、根拠でカウントしたことを示す。

表5 - 2 - 2 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(窒素)  
(p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業																	
102項の備考(ア)	アンモニア製造工程にあっては	Cno	40	150	40					40	120	40						
		Cni	30	40	30					30	40	30						
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)																	
108項の備考(ア)	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	Cno	50	6000	50					50	5300	50						
		Cni	40	6000	40					40	5300	40						
108項の備考(ウ)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	Cno	50	6000	50					50	5000	50						
		Cni	40	6000	40					40	5000	40						
108項の備考(エ)	イットリウム酸化物製造工程にあっては	Cno	50	150	50					50	120	50						
		Cni	40	150	40					40	120	40						
108項の備考(キ)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	Cno	50	160	50					50	120	50						
		Cni	40	60	40					40	60	40						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cno	15	60	15					15	50	15						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	Cno	50	240	50					50	200	50						
		Cni	40	50	40					40	50	40						
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cno	15	60	15					15	45	15						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの																	
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するもの	Cno	50	145	50					50	130	50						
		Cni	15	40	15					15	40	15						
115	脂肪族系中間物製造業																	
115項の備考(イ)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cno	300	2750	300					300	1800	300						
		Cni	300	500	300					300	500	300						
117	発酵工業	Cno	15	55	30					15	40	30						
		Cni	10	20	20					10	20	20						
120	プラスチック製造業																	
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するもの	Cno	20	70	50					20	65	50						
		Cni	10	35	35					10	35	35						
136	火薬類製造業	Cno	15	65	20					15	35	20						
		Cni	10	20	15					10	20	15						
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	55	15					15	50	15						
		Cni	10	20	10					10	20	10						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	55	20					15	50	20						
		Cni	10	20	15					10	20	15						
186	伸線業	Cno	15	40	20					15	25	20						
		Cni	10	15	15					10	15	15						
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)																	
202項の備考(イ)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno	55	120	60					55	90	60						
		Cni	35	50	50					35	50	50						
203	一般機械器具製造業																	
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	20	45	40					20	40	40						
		Cni	10	20	20					10	20	20						



表5 - 2 - 3 県の6次C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種等区分(りん)  
(p4～5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限					下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定
2	畜産農業	Cpo	8	40	36					8	36	36						
		Cpi	8	9	9					8	9	9						
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cpo	3	6.5	3					3	6	3						
		Cpi	1.5	3	1.5					1.5	3	1.5						
22	ア 砂糖精製業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	3.5					1.5	4.5	3.5						
		Cpi	1	2	2					1	2	2						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	4.5					1.5	4.5	4.5						
		Cpi	1	2	2					1	2	2						
38	あん類製造業	Cpo	3.5	12	5					3.5	9	5						
		Cpi	1	4	4					1	4	4						
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2					2	3	2						
		Cpi	1	2	1					1	2	1						
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo	2	26.5	2					2	16	2						
		Cpi	1	26.5	1.5					1	16	1.5						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)																	
	122項の備考 有機りん系農薬原体製造工程にあつては	Cpo	2	23	2					2	16	2						
138	合成香料製造業	Cpo	2	4	2					2	3.5	2						
		Cpi	1	2	1					1	2	1						
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	4	2					2	3.5	2						
		Cpi	1	2	1					1	2	1						
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	4	2					2	3.5	2						
		Cpi	1	2	1					1	2	1						
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)																	
		202項の備考(イ) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	8	17	8					8	16	8					
		Cpi	1	6	6					1	6	6						

表5 - 3 - 1 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(COD)  
(p4~5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの

現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業																	
	71項の備考 接着機洗浄水を循環するものにあつては	Cco	10	30	30					10	30	10						
		Cci	10	30	30					10	30	10						
		Ccj	10	20	20					10	20	10						
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	20	15					10	20	10						
		Cci	10	15	10					10	15	10						
		Ccj	10	15	10					10	15	10						
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	20	15					10	20	10						
		Cci	10	15	10					10	15	10						
		Ccj	10	15	10					10	15	10						

表5 - 3 - 2 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(窒素)  
(p4～5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限					下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定
115	脂肪族系中間物製造業																	
115項の備考(ア)	窒素又はその化合物を原料として使用するものあっては	Cno	45	120	45					45	120	45						
		Cni	20	40	35					20	40	20						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)																	
122項の備考(工)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	Cno	15	200	170					15	200	15						
		Cni	10	35	35					10	35	10						
133	生物学的製剤製造業																	
		Cno	10	20	15					10	20	10						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
151	自動車タイヤ・チューブ製造業																	
		Cno	20	30	20					20	30	20						
		Cni	10	15	15					10	15	10						
173	高炉による製鉄業																	
173項の備考(ア)	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあっては	Cno	10	20	15					10	20	10						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
184	磨棒鋼製造業																	
		Cno	10	15	15					10	15	10						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
207	精密機械器具製造業																	
207項の備考	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては	Cno	30	45	30					30	45	30						
		Cni	10	25	15					10	25	10						
210	空瓶卸売業																	
		Cno	20	30	20					20	30	20						
		Cni	10	15	15					10	15	10						
229	中央卸売市場																	
		Cno	20	30	25					20	30	20						
		Cni	15	25	20					15	25	15						

表5 - 3 - 3 現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分(りん)  
(p4～5の本県のC値見直しの考え方の に対応)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。

(注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限					下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	
30	植物油脂製造業 30項の備考		Cpo	4	8	5					4	8	4						
			Cpi	1	2	2					1	2	1						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの 109項の備考		Cpo	6.5	7.5	6.5					6.5	7.5	6.5						
			Cpi	4	5	4.5					4	5	4						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。) 122項の備考		Cpi	1	2	2					1	2	1						
			Cpo	1	2.5	2					1	2.5	1						
133	生物学的製剤製造業 133項の備考		Cpi	1	1.5	1					1	1.5	1						
			Cpo	1.5	2.5	2					1.5	2.5	1.5						
151	自動車タイヤ・チューブ製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。) 151イ		Cpo	1.5	2.5	2					1.5	2.5	1.5						
			Cpi	1	2	1.5					1	2	1						
200	非鉄金属製造業 200項の備考		Cpo	1	2	2					1	2	1						
			Cpi	1	1.5	1.5					1	1.5	1						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 205項の備考		Cpo	3	4.5	4.5					3	4.5	3						
			Cpi	1	2	2					1	2	1						
229	中央卸売市場		Cpo	4	5	4					4	5	4						
			Cpi	2	3	3					2	3	2						

表6 第7次総量規制における総量規制基準(案)の設定状況

指定項目	時期区分	第7次総量規制											(参考) 第6次総量規制						
		県C値見直し区分					区分数合計	県7次C値をC値範囲と比較した場合の業種等区分数							県6次C値をC値範囲と比較した場合の業種等区分数				
		見直し根拠						合計	下限値に設定			範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ	区分数合計	下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ
									内訳										
					事業場なし	6次から設定	7次に新規設定												
COD	Cco	3	1	0	3	7	272	230	103	126	1	29	8	5	272	230	33	4	5
	Cci	3	1	0	1	5	272	249	103	145	1	4	14	5	272	250	4	13	5
	Ccj	3	0	0	1	4	272	247	103	144	0	6	14	5	272	248	6	13	5
	合計	9	2	0	5	16	816	726	309	415	2	39	36	15	816	728	43	30	15
窒素	Cno	2	0	0	5	7	323	176	113	63	0	97	50	0	322	171	102	49	0
	Cni	1	0	0	6	7	323	198	113	85	0	47	78	0	322	192	50	80	0
	合計	3	0	0	11	14	646	374	226	148	0	144	128	0	644	363	152	129	0
りん	Cpo	0	0	0	5	5	307	145	85	60	0	103	59	0	306	140	107	59	0
	Cpi	0	0	0	7	7	307	151	86	65	0	65	91	0	306	144	67	95	0
	合計	0	0	0	12	12	614	296	171	125	0	168	150	0	612	284	174	154	0

(注) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。

国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの

現時点で本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

表7 - 1 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(COD)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 〔(注)第6次「肉製品製造業」を変更〕		C値の変更はなし															
9	寒天製造業	Cco	80	120	80					55	65	55			( )			
		Cci	80	100	80					55	65	55			( )			
		Ccj	80	100	80					55	65	55			( )			
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cco	10	30	30					10	30	10						
		Cci	10	30	30					10	30	10						
		Ccj	10	20	20					10	20	10						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの  109項の備考(ア) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	Cco	210	220	210					150	160	150			( )			
		Cci	210	220	210					150	160	150			( )			
		Ccj	190	210	190					150	160	150			( )			
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)  122項の備考(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco	280	290	280					150	160	160						
		Cci	270	280	270					150	160	160						
		Ccj	270	280	270					150	160	160						
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	180	170					160	170	160			( )			
		Cci	170	180	170					160	170	160			( )			
		Ccj	130	140	130					130	140	130						
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	20	15					10	20	10						
		Cci	10	15	10					10	15	10						
		Ccj	10	15	10					10	15	10						
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	20	15					10	20	10						
		Cci	10	15	10					10	15	10						
		Ccj	10	15	10					10	15	10						
204	電子回路製造業 〔(注)第6次「プリント回路製造業」を変更〕		C値の変更はなし															
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 〔(注)第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を変更〕		C値の変更はなし															

(注) 表中の( )は、根拠(県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

表7 - 2 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(窒素)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限值に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限					下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定
2	畜産農業	Cno	60	200	200					60	120	120						
		Cni	60	70	70					60	70	70						
	21項の備考	総面積が50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するものにおいて 〔注〕新規に備考欄を追加 C値の変更はなし																
5	ア	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「肉製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更 C値の変更はなし																
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。) C値の変更はなし																
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	1100	1200	1100					700	800	700			( )			
	102項の備考(ウ)	Cni	1100	1200	1100					700	800	700			( )			
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	45	120	45					45	120	45						
	115項の備考(ア)	Cni	20	40	35					20	40	20						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	200	170					15	200	15						
	122項の備考(エ)	Cni	10	35	35					10	35	10						
133	生物学的製剤製造業	Cno	10	20	15					10	20	10						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno	20	30	20					20	30	20						
		Cni	10	15	15					10	15	10						
173	高炉による製鉄業	Cno	10	20	15					10	20	10						
	173項の備考(ア)	Cni	10	15	10					10	15	10						
184	磨棒鋼製造業	Cno	10	15	15					10	15	10						
		Cni	10	15	10					10	15	10						
204	ア	電子回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「プリント回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更 C値の変更はなし																
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。) C値の変更はなし																
205	ア	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更 C値の変更はなし																
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。) C値の変更はなし																
207	精密機械器具製造業	Cno	30	45	30					30	45	30						
	207項の備考	Cni	10	25	15					10	25	10						
210	空瓶卸売業	Cno	20	30	20					20	30	20						
		Cni	10	15	15					10	15	10						
229	中央卸売市場	Cno	20	30	25					20	30	20						
		Cni	15	25	20					15	25	15						

(注) 表中の( )は、根拠(県内に立地している事業場が有していない区分)にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

表7 - 3 業種等区分、その名称及びC値を見直しする区分(りん)

(注1) 網掛けは第6次から変更があることを示す。なお、「業種等区分」欄の名称変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注2) 「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国がC値範囲を見直さない区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定		下限	上限					下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定
2	畜産農業																	
	21項の備考	総面積が50㎡以上の豚房施設を有するもの 〔注〕新規に備考欄を追加	C値の変更はなし															
5	ア	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「肉製品製造業(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。)」を変更	C値の変更はなし															
	イ	(日平均排水量400㎡未満の工場に限る。)	C値の変更はなし															
30		植物油脂製造業																
	30項の備考	米糠を原料として使用するものにあつては	Cpo	4	8	5					4	8	4					
			Cpi	1	2	2					1	2	1					
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの																
	109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては	Cpo	6.5	7.5	6.5					6.5	7.5	6.5					
			Cpi	4	5	4.5					4	5	4					
122		有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)																
	122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあつては	Cpo	2	23	2					2	16	2					
			Cpi	1	2	2					1	2	1					
133		生物学的製剤製造業	Cpo	1	2.5	2					1	2.5	1					
			Cpi	1	1.5	1					1	1.5	1					
151	イ	自動車タイヤ・チューブ製造業(日平均排水量400㎡未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2					1.5	2.5	1.5					
			Cpi	1	2	1.5					1	2	1					
200		非鉄金属製造業																
	200項の備考	表面処理工程(りん又はその化合物によるものに限る。)にあつては	Cpo	1	2	2					1	2	1					
			Cpi	1	1.5	1.5					1	1.5	1					
204	ア	電子回路製造業(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「プリント回路製造業(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。)」を変更	C値の変更はなし															
	イ	(日平均排水量400㎡未満の工場に限る。)	C値の変更はなし															
205	ア	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)(日平均排水量400㎡以上の工場に限る。)」を変更	C値の変更はなし															
	イ	(日平均排水量400㎡未満の工場に限る。)	C値の変更はなし															
	205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	3	4.5	4.5					3	4.5	3					
			Cpi	1	2	2					1	2	1					
229		中央卸売市場	Cpo	4	5	4					4	5	4					
			Cpi	2	3	3					2	3	2					













- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )又は( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合				東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ			
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cco	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	40	30					30	30*	30		30	40	30							
		Cci	20	30	30					30	30*	20		20	30	30							
		Ccj	20	30	20					20	20*	20		20	30	20							
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cco	40	60	40					40	50*	40		40	60	40							
		Cci	40	60	40					40	50*	40		40	60	40							
		Ccj	40	50	40					40	50*	40		40	50	40							
89	機械すきと紙製造業	Cco	60	80	60					60	70*	60		60	80	60							
		Cci	60	80	60					60	70*	60		60	80	60							
		Ccj	60	80	60					60	70*	60		60	80	60							
89項の備考	バルブ製造工程を有するものにあつては	Cco	60	110										60	110								
		Cci	60	90										60	90								
		Ccj	60	80										60	80								
90	手すきと紙製造業	Cco	90	100	90					90	90	90		90	100	90							
		Cci	90	100	90					90	90	90		90	100	90							
		Ccj	80	100	80					80	80	80		80	100	80							
91	塗工紙製造業	Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
		Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20							
92	段ボール製造業	Cco	20	60	20					20	30	30		20	60	20							
		Cci	20	60	20					20	30	30		20	60	20							
		Ccj	15	30	15					15	20	15		15	30	15							
93	重包装紙袋製造業	Cco	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
		Cci	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
		Ccj	70	80	70					70	70	70		70	80	70							
94	セロファン製造業	Cco	25	40	25					25	30	30		25	40	25							
		Cci	25	40	25					25	30	30		25	40	25							
		Ccj	15	40	15					15	30	15		15	40	15							
95	乾式法による繊維板製造業	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40							
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	80	90	80					80	90	80		80	90	80							
		Cci	80	90	80					80	90	80		80	90	80							
		Ccj	60	70	60					60	60	60		60	70	60							
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	30	50	30					30	50	30		20	30	30							
		Cci	30	40	30					30	30	30		20	30	30							
		Ccj	30	40	30					30	30	30		20	30	30							
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cco	50	80	50					50	50	50		50	80	50							
		Cci	50	70	50					50	50	50		50	70	50							
		Ccj	50	70	50					50	50	50		50	70	50							
101	製版業	Cco	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
		Ccj	50	60	50					50	50	50		50	60	50							
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cco	30	50	30					30	30	30		30	50	30							
		Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
103	複合肥料製造業	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30							
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30							



- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
 \*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直しようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠 にも該当するが、他の根拠(又は )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合				東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合									
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ									
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cco	50	60	50					50	60	50		50	60	50													
		Cci	50	60	50					50	50	50		50	60	50													
		Ccj	50	60	50					50	50	50		50	60	50													
113項の備考(ア)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	Cco	270	280	270					270	270	270		270	280	270													
		Cci	260	270	260					260	260	260		260	270	260													
		Ccj	260	270	260					260	260	260		260	270	260													
113項の備考(イ)	有機農業原体製造工程にあっては	Cco	180	190	180					180	180	180		180	190	180													
		Cci	180	190	180					180	180	180		180	190	180													
		Ccj	160	170	160					160	160	160		160	170	160													
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60													
		Cci	40	50	50					50	50	50		40	50	50													
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40													
115	脂肪族系中間物製造業	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60													
		Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60													
		Ccj	50	60	50					50	50	50		50	60	50													
115項の備考(ア)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cco	210	540	210					210	210	210		210	540	210													
		Cci	210	220	210					210	210	210		210	220	210													
		Ccj	190	210	190					190	190	190		190	210	190													
115項の備考(イ)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	Cco	100	110	100					100	100	100		100	110	100													
		Cci	80	100	80					80	80	80		80	100	80													
		Ccj	80	100	80					80	80	80		80	100	80													
115項の備考(ウ)	エピクロロヒドリン製造工程にあっては	Cco	140	150	140					140	140	140		140	150	140													
		Cci	130	140	130					130	130	130		130	140	130													
		Ccj	130	140	130					130	130	130		130	140	130													
116	メタン誘導品製造業	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30													
		Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30													
		Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20													
117	発酵工業	Cco	120	130	120					120	120	120		120	130	120													
		Cci	110	120	110					110	110	110		110	120	110													
		Ccj	110	120	110					110	110	110		110	120	110													
118	コーラル製品製造業	Cco	120	130	120					120	120	120		120	130	120													
		Cci	120	130	120					120	120	120		120	130	120													
		Ccj	120	130	120					120	120	120		120	130	120													
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cco	50	100	50					50	50	50		50	100	50													
		Cci	50	80	50					50	50	50		50	80	50													
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30													
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	Cco	190	200	190					190	190	190		190	200	190													
		Cci	190	200	190					190	190	190		190	200	190													
		Ccj	190	200	190					190	190	190		190	200	190													
120	プラスチック製造業	Cco	30	40	30					30	40	30		30	40	30													
		Cci	20	30	30					30	30	30		20	30	30													
		Ccj	20	30	30					30	20	20		20	30	30													
120項の備考(ア)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては	Cco	70	80	70					70	70	70		70	80	70													
		Cci	50	70	50					50	60	60		50	70	50													
		Ccj	50	70	50					50	50	50		50	70	50													
120項の備考(イ)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60													
		Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60													
		Ccj	50	60	50					50	50	50		50	60	50													
121	合成ゴム製造業	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40													
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40													
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40													
121項の備考(ア)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては	Cco	70	80	70					70	70	70		70	80	70													
		Cci	70	80	70					70	70	70		70	80	70													
		Ccj	70	80	70					70	70	70		70	80	70													



- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直しようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠(又は)でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合				東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合							
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	上限・下限が同じ							
121項の備考(イ)	クロロブレンゴム製造工程にあつては	Cco	130	140	130					130	130	130		130	140	130											
		Cci	130	140	130					130	130	130		130	140	130											
		Ccj	130	140	130					130	130	130		130	140	130											
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	50	90	50					50	90	50		50	90	50											
		Cci	50	90	50					50	90	50		50	90	50											
		Ccj	50	80	50					50	80	50		50	80	50											
122項の備考(ア)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco	280	290	280					280	280	280		150	160	160											
		Cci	270	280	270					270	270	270		150	160	160											
		Ccj	270	280	270					270	270	270		150	160	160											
122項の備考(イ)	有機農薬原体製造工程にあつては	Cco	180	240	180					180	240	180		180	240	180											
		Cci	180	210	180					180	210	180		180	210	180											
		Ccj	160	170	160					160	170	160		160	170	160											
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cco	50	60	50					50	50	50		50	60	50											
		Cci	30	40	30					30	40	40		30	40	30											
		Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20											
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
		Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
125	合成繊維製造業	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
		Cci	20	30	30					30	20	20		20	30	30											
		Ccj	20	30	30					30	20	20		20	30	30											
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあつては	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60											
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Ccj	30	50	30					30	30	30		30	50	30											
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	20	20					20	10	10		10	20	20											
		Cci	10	15	10					10	10	10		10	15	10											
		Ccj	10	15	10					10	10	10		10	15	10											
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
129	塗料製造業	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Ccj	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
130	印刷インキ製造業	Cco	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Cci	40	50	40					40	40	40		40	50	40											
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	70					70	90*	80		70	100	70											
		Cci	70	90	70					70	80*	80		70	90	70											
		Ccj	60	70	60					60	70*	60		60	70	60											
131項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては	Cco	70	100	70					70	90	80		70	100	70											
		Cci	70	90	70					70	80	80		70	90	70											
		Ccj	70	90	70					70	80	70		70	90	70											
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	30					30	40	40		30	80	30											
		Cci	30	60	30					30	30	30		30	60	30											
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
		Cci	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
		Ccj	30	40	30					30	30	30		30	40	30											
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	30	20					20	20	20		20	30	20											
		Cci	20	30	20					20	20	20		20	30	20											
		Ccj	20	30	20					20	20	20		20	30	20											
135	動物用医薬品製造業	Cco	60	70	60					60	60	60		60	70	60											
		Cci	60	70	60					60	60	60		60	70	60											
		Ccj	50	60	50					50	50	50		50	60	50											

















表8 - 2 第6次及び第7次総量規制基準に係る業種等区分、C値範囲及びC値(室素)

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
2	畜産農業	Cno	60	200	200				200	130	60		60	120	120								
		Cni	60	70	70				70	60	60		60	70	70								
2項の備考	総面積が50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するものにあつては 〔(注)新規に備考欄を追加〕	Cno	-	-	-	-	-	-	-	-	-		60	200	200								
		Cni	-	-	-	-	-	-	-	-	-		60	70	70								
3	天然ガス鉱業	Cno	60	150	60				60	60	60		60	150	60								
		Cni	60	70	60				60	60	60		60	70	60								
4	非金属鉱業	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
5	ア	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) 〔(注)第6次「肉製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更〕	Cno	25	50	35				35	25	25		25	50	35							
			Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	25	50	50				50	25	40		25	50	50								
		Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25								
6	ア	乳製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25								
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno	30	40	30				30	35	30*		30	40	30								
		Cni	10	20	10				10	10	10*		10	20	10								
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
9	寒天製造業	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20								
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10								
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10								
11	ア	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	25	35	25				25	25	25		25	35	25							
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	25	35	35				35	25	25		25	35	35								
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20								
12	ア	冷凍水産物製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	25	55	45				45	35	35		25	55	45							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	25	55	55				55	35	35		25	55	55								
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
13	ア	冷凍水産食品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	30	55	45				45	35	40		30	55	45							
			Cni	10	40	30				30	10	10		10	40	30							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	30	55	55				55	35	40		30	55	55								
		Cni	10	40	40				40	10	10		10	40	40								
14	ア	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	25	50	45				45	40	35		25	50	45							
			Cni	10	30	30				30	10	10		10	30	30							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	25	50	50				50	40	40		25	50	50								
		Cni	10	30	30				30	10	15		10	30	30								

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
15	ア 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	25	25		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	25	25		20	30	25							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
16	ア 野菜漬物製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	25				25	20	15		15	25	25							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
17	ア 味そ製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	25		20	30	20							
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	20	25		20	30	25							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
18	ア しょう油・食用アミノ酸製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	25	120	40				40	35	45		25	120	40							
		Cni	10	35	30				30	10	10		10	35	30							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	25	120	50				50	35	45		25	120	50							
		Cni	10	35	35				35	10	10		10	35	35							
19	うま味調味料製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
20	ア ソース製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
21	食酢製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
22	ア 砂糖精製業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	25				25	15	15		15	25	25							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
24	小麦粉製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
25	ア パン製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	25				25	15	15		15	25	25							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
26	ア 生菓子製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	20	25		15	25	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	25				25	20	25		15	25	25							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno	15	30	15				15	15	20		15	30	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
28	ア 米菓製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
29	ア	Cno	15	30	20				20	20	20		15	30	20								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	15	30	25				25	20	20		15	30	25								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
30	ア	Cno	10	20	15				15	10	20		10	20	15								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	10	20	20				20	10	20		10	20	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
31	ア	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
32	ア	Cno	15	25	15				15	20	15		15	25	15								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
33		Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
34		Cno	15	30	20				20	15	20		15	30	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
35	ア	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20								
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25								
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
37		Cno	20	40	30				30	30	25		20	40	30								
			Cni	10	25	20				20	10	10		10	25	20							
38		Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
39		Cno	20	35	25				25	30	20		20	35	25								
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
40	ア	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
41	ア	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	15	30	20				20	25	20		15	30	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
42	ア	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	イ	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20								
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
43	ア	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20								
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20								
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
44	ア	Cno	10	20	15				15	15	20		10	20	15								
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	イ	Cno	10	20	20				20	15	20		10	20	20								
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
45	ア	蒸留酒・混成酒製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	20	20		15	25	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	25				25	20	20		15	25	25							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
46		インスタントコーヒー製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
47		配合飼料製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
48	ア	単体飼料製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30				30	20	20		20	30	30							
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
49	ア	有機質肥料製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30				30	20	20		20	30	30							
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
50		たばこ製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
51		生糸製造業(副糸系精練業を含む。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
55		繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
57		繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
58	ア	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
59	ア	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	30	20				20	30	15		10	30	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	30	25				25	30	20		10	30	25							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
59項の備考		綿織物捺染工程にあっては	Cno	60	80	80				80	70	60		60	80	80							
			Cni	10	55	55				55	10	10		10	55	55							
60	ア	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	25	20		20	30	25							
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
61	ア	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
62	ア	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	30	20				20	20	15		10	30	20							
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	30	20				20	20	15		10	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
63	ア	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	25	25		20	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	15		10	20	15							
64		繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
65		繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
66	ア	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
67		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
68		繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
69		一般製材業又は木材チップ製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	25	10				10	10	10		10	25	10							
71		合板製造業(集成材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	Cno	10	25	10				10	20	15		10	25	10							
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
75		木材薬品処理業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
76		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
77		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
78		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合					
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定						
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。 )又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
89	機械すき紙製造業	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
90	手すき紙製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
91	塗工紙製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10									
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10									

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
92	段ボール製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
93	重包装紙袋製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
94	セロファン製造業	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
95	乾式法による繊維板製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	15				15	20	15		15	25	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
100	ア	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	20	30	25				25	25	20		20	30	25						
			Cni	10	25	20				20	10	10		10	25	20						
	イ	(日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30				30	25	20		20	30	30						
			Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25						
100項の備考		新聞その他の出版物を印刷するものにあつては	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20						
			Cni	10	25	10				10	10	10		10	25	10						
101	ア	製版業(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20						
			Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15						
	イ	(日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30				30	25	20		20	30	30						
			Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20						
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15						
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
102項の備考(ア)		アンモニア製造工程にあつては	Cno	40	150	40				40	40	40		40	120	40						
			Cni	30	40	30				30	30	30		30	40	30						
102項の備考(イ)		アンモニア誘導品製造工程にあつては	Cno	200	210	200				200	200	200		200	210	200						
			Cni	200	210	200				200	200	200		200	210	200						
102項の備考(ウ)		尿素製造工程にあつては	Cno	1100	1200	1100				1100	1100	1100		700	800	700			( )			
			Cni	1100	1200	1100				1100	1100	1100		700	800	700			( )			
103		複合肥料製造業	Cno	15	35	15				15	15	15		15	35	15						
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
104		化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
105		ソーダ工業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
106		電炉工業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15						
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
107		無機顔料製造業	Cno	25	40	35				35	25	30		25	40	35						
			Cni	20	30	25				25	20	20		20	30	25						
107項の備考		黄鉛顔料製造工程にあつては	Cno	50	700	50				50	25	30		50	700	50						
			Cni	40	600	40				40	20	20		40	600	40						
108		無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	50	50				50	40	35		20	50	50						
			Cni	10	40	40				40	20	35		10	40	40						
108項の備考(ア)		バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)	Cno	50	6000	50				50	3000	160		50	5300	50						
			Cni	40	6000	40				40	40	40		40	5300	40						
108項の備考(イ)		酸化コバルト製造工程にあつては	Cno	50	750	50				50	410	140		50	750	50						
			Cni	40	750	40				40	40	40		40	750	40						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
108項の備考(ウ)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	Cno	50	6000	50				50	3000	160		50	5000	50							
		Cni	40	6000	40				40	40	40		40	5000	40							
108項の備考(エ)	イットリウム酸化物製造工程にあっては	Cno	50	150	50				50	100	50		50	120	50							
		Cni	40	150	40				40	40	40		40	120	40							
108項の備考(オ)	酸化銀製造工程にあっては	Cno	50	210	50				50	130	50		50	210	50							
		Cni	40	210	40				40	40	40		40	210	40							
108項の備考(カ)	酸化ジルコニウム製造工程にあっては	Cno	50	230	50				50	140	100		50	230	50							
		Cni	40	230	40				40	40	40		40	230	40							
108項の備考(キ)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	Cno	50	160	50				50	110	160		50	120	50							
		Cni	40	60	40				40	40	60		40	60	40							
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cno	15	60	15				15	50	15		15	50	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	50	240	50				50	150	60		50	200	50							
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cno	15	30	15				15	15	15		15	30	15							
		Cni	10	25	10				10	10	10		10	25	10							
110項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	15	60	15				15	35	15		15	60	15							
		Cni	10	30	10				10	20	10		10	30	10							
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cno	15	60	15				15	45	15		15	45	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	145	50				50	50	50		50	130	50							
		Cni	15	40	15				15	20	25		15	40	15							
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cno	15	40	15				15	25	15		15	40	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
113項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	15	55	15				15	35	35		15	55	15							
		Cni	10	30	10				10	15	10		10	30	10							
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	15	35	20				20	15	15		15	35	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
115項の備考(ア)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	45	120	45				45	45	45		45	120	45							
		Cni	20	40	35				35	25	25		20	40	20							
115項の備考(イ)	胃酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cno	300	2750	300				300	300	15		300	1800	300							
		Cni	300	500	300				300	300	10		300	500	300							
116	メタン誘導品製造業	Cno	15	60	15				15	15	30		15	60	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
117	発酵工業	Cno	15	55	30				30	15	15		15	40	30							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
118	コールドール製品製造業	Cno	330	530	330				330	370	375		330	530	330							
		Cni	170	410	170				170	250	170		170	410	170							



- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	55	20				20	15	20		15	55	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	30	100	60				60	55	30		30	100	60							
			Cni	10	50	45				45	30	20		10	50	45						
120	プラスチック製造業	Cno	10	25	20				20	20	10		10	25	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	20	70	50				50	45	60		20	65	50							
			Cni	10	35	35				35	15	20		10	35	35						
121	合成ゴム製造業	Cno	15	45	15				15	35	15		15	45	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	40	100	40				40	70	40		40	100	40							
			Cni	20	40	20				20	25	20		20	40	20						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	70	20				20	50	25		15	70	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
122項の備考(ア)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	80				80	85	55		20	85	80							
			Cni	15	35	35				35	15	25		15	35	35						
122項の備考(イ)	イソシアムル酸及びその誘導品製造工程にあつては	Cno	20	210	20				20	120	25		20	210	20							
			Cni	15	30	15				15	15	15		15	30	15						
122項の備考(ウ)	メラミン製造工程にあつては	Cno	850	1500	850				850	1200	850		850	1500	850							
			Cni	850	1500	850				850	850	850		850	1500	850						
122項の備考(エ)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cno	15	200	170				170	110	25		15	200	15							
			Cni	10	35	35				35	10	10		10	35	10						
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
			Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10						
125	合成繊維製造業	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
125項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	50	60	60				60	50	50		50	60	60							
			Cni	35	50	45				45	35	35		35	50	45						
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cno	10	30	10				10	10	10		10	30	10							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
127	石けん・合成洗剤製造業	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	55	20				20	15	15		15	55	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
129	塗料製造業	Cno	15	30	20				20	15	15		15	30	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
130	印刷インキ製造業	Cno	15	30	15				15	15	15		15	30	15							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cno	15	45	20				20	40	30		15	45	20							
			Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
131項の備考	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cno	25	120	25				25	85	50		25	120	25							
			Cni	20	30	20				20	20	20		20	30	20						
132	医薬品製剤製造業	Cno	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
			Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合						
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定							
133	生物学的製剤製造業	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	10										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
134	生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
135	動物用医薬品製造業	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20										
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15										
136	火薬類製造業	Cno	15	65	20				20	15	15		15	35	20										
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15										
137	農薬製造業	Cno	15	70	20				20	70	25		15	70	20										
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15										
138	合成香料製造業	Cno	15	35	15				15	25	15		15	35	15										
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10										
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
142	ア ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	15	25	15				15	25	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
	イ (日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20										
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15										
142項の備考	にかわ製造業にあっては	Cno	15	25	15				15	25	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
143	写真感光材料製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15										
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10										
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
145	イオン交換樹脂製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
146	ア 化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	15	55	15				15	40	15		15	50	15										
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10										
	イ (日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	15	55	20				20	40	15		15	50	20										
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15										
147	石油精製業	Cno	20	30	20				20	20	30		20	30	20										
		Cni	10	20	15				15	10	15		10	20	15										
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
149	コークス製造業	Cno	500	950	500				500	540	545		500	950	500										
		Cni	320	400	320				320	320	320		320	400	320										
150	石油コークス製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20										
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	10										
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	25	15		15	25	20										
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15										
154	なめしかわ製造業	Cno	20	75	20				20	20	20		20	75	20										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										
155	毛皮製造業	Cno	10	20	10				10	10	10		10	20	10										
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10										
156	板ガラス製造業	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	15										
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10										

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
157	板ガラス加工業	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
158	ガラス製加工素材製造業	Cno	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
159	ガラス容器製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) 同製品製造業	Cno	15	25	15				15	20	20		15	25	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	10	25	10				10	20	15		10	25	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
165	生コンクリート製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
166	コンクリート製品製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno	10	20	20				20	15	10		10	20	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
168	黒鉛電極製造業	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
169	砕石製造業	Cno	10	15	10				10	15	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	10	25	20				20	20	20		10	25	20							
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
172	うわ薬製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
173	高炉による製鉄業	Cno	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
173項の備考(ア)	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあっては	Cno	10	20	15				15	10	10		10	20	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
173項の備考(イ)	コークス製造工程にあっては	Cno	500	950	600				600	540	545		500	950	600							
		Cni	320	400	400				400	320	320		320	400	400							
173項の備考(ウ)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55							
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
175	フェオアロイ製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cno	15	25	15				15	20	15		15	25	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55							
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55							
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	100	55				55	55	55		55	100	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
182	鋼管製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
183	伸鉄業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
184	磨棒鋼製造業	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	45	55	45				45	55	45		45	55	45								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
186	伸線業	Cno	15	40	20				20	15	15		15	25	20								
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
187	ブリキ製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
188	亜鉛鉄板製造業	Cno	10	15	10				10	10	15		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
189	めっき鋼管製造業	Cno	15	50	20				20	15	15		15	50	20								
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
190	めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	50	15				15	15	15		15	50	15								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	10	55	10				10	30	15		10	55	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55								
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40								
192	鍛鋼製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
193	鍛工品製造業	Cno	15	25	15				15	15	15		15	25	15								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
194	鋳鋼製造業	Cno	10	20	20				20	10	10		10	20	20								
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
196	鋳鉄管製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
197	可鍛鋳鉄製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10								
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10								

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
198	鉄粉製造業	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	65	55				55	55	55		55	65	55							
		Cni	40	50	40				40	40	40		40	50	40							
200	非鉄金属製造業	Cno	15	35	15				15	30	25		15	35	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
201	ア 電気めっき業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	40	20				20	30	20		20	40	20							
		Cni	10	30	15				15	10	10		10	30	15							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	40	40				40	30	20		20	40	40							
		Cni	10	30	25				25	10	10		10	30	25							
201項の備考	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては	Cno	50	120	60				60	85	55		50	120	60							
		Cni	35	55	50				50	35	50		35	55	50							
202	ア 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	40	20				20	40	20		15	40	20							
		Cni	10	25	10				10	10	10		10	25	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	40	40				40	40	30		15	40	40							
		Cni	10	25	25				25	10	10		10	25	25							
202項の備考(ア)	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	Cno	40	50	45				45	45	40		40	50	45							
		Cni	25	40	35				35	25	25		25	40	35							
202項の備考(イ)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	Cno	55	120	60				60	90	60		55	90	60							
		Cni	35	50	50				50	35	35		35	50	50							
203	ア 一般機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	35	20				20	30	20		20	35	20							
		Cni	10	20	15				15	10	10		10	20	15							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	35	35				35	30	20		20	35	35							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	20	45	40				40	35	25		20	40	40							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
204	ア 電子回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) [[注]第6次「プリント回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更]	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15							
		Cni	10	20	10				10	10	10		10	20	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
205	ア 電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) [[注]第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更]	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	30				30	25	20		15	30	30							
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10							

(注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
 \*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。  
 (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国がC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの  
 (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
	205項の備考(ア) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno	15	30	30				30	30	30		15	30	30						
		Cni	10	20	10				10	15	10		10	20	10						
	205項の備考(イ) 半導体素子製造工程にあっては	Cno	20	45	30				30	35	20		20	45	30						
		Cni	15	25	15				15	15	15		15	25	15						
206	ア 輸送用機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	15				15	25	20		15	30	15						
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	30				30	25	30		15	30	30						
		Cni	10	15	15				15	10	15		10	15	15						
	206項の備考 自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno	20	35	30				30	30	30		20	35	30						
		Cni	10	20	20				20	15	20		10	20	20						
207	ア 精密機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15						
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	15	15				15	15	10		10	15	15						
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
	207項の備考 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては	Cno	30	45	30				30	35	30		30	45	30						
		Cni	10	25	15				15	10	10		10	25	10						
208	ア ガス製造工場(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
209	ア 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	40	20				20	25	25		10	40	20						
		Cni	10	40	15				15	25	10		10	40	15						
	イ (日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	40	25				25	25	30		10	40	25						
		Cni	10	40	20				20	25	15		10	40	20						
	209項の備考(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	Cno	10	20	15				15	15	15		10	20	15						
		Cni	10	20	10				10	15	10		10	20	10						
	209項の備考(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては	Cno	10	60	25				25	35	30		10	60	25						
		Cni	10	60	20				20	35	15		10	60	20						
210	空瓶卸売業	Cno	20	30	20				20	20	20		20	30	20						
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	10						
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定する施設をいう。)	Cno	15	30	25				25	30	20		15	30	25						
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	15	30	25				25	25	20		15	30	25						
		Cni	10	15	10				10	10	10		10	15	10						
213	飲食店	Cno	25	60	25				25	55	40*		25	60	25						
		Cni	10	30	10				10	15	20*		10	30	10						
214	宿泊業	Cno	25	45	25				25	40	35*		25	45	25						
		Cni	15	30	15				15	15	25*		15	30	15						
215	リネンサプライ業	Cno	10	20	20				20	15	20		10	20	20						
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	20				20	20	15		15	25	20							
		Cni	10	20	15				15	10	15		10	20	15							
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cno	20	30	20				20	25	20		20	30	20							
		Cni	15	25	15				15	15	15		15	25	15							
219	自動車整備業	Cno	15	25	25				25	20	15		15	25	25							
		Cni	10	20	20				20	10	15		10	20	20							
220	病院	Cno	25	60	25				25	45	40*		25	60	25							
		Cni	15	25	20				20	15	20*		15	25	20							
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	Cno	20	60	40				40	60	40*		20	60	40							
		Cni	10	40	30				30	25	30*		10	40	30							
221項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものあっては	Cno	20	30	20				20	25	25		20	30	20							
		Cni	10	30	10				10	20	20		10	30	10							
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cno	20	60	40				40	60	50		20	60	40							
		Cni	10	50	30				30	30	30		10	50	30							
222項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものあっては	Cno	20	40	20				20	30	30		20	40	20							
		Cni	10	40	10				10	25	20		10	40	10							
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cno	20	60	60				60	55	60		20	60	60							
		Cni	10	40	30				30	25	10		10	40	30							
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものあっては	Cno	20	50	30				30	35	20		20	50	30							
		Cni	10	30	15				15	20	10		10	30	15							
224	ごみ処理業	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	25							
		Cni	10	20	20				20	10	10		10	20	20							
225	廃油処理業	Cno	10	30	20				20	15	15		10	30	20							
		Cni	10	15	15				15	10	10		10	15	15							
226	ア 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	20	50	40				40	40	30		20	50	40							
		Cni	10	40	30				30	20	15		10	40	30							
	イ (日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	20	50	45				45	40	30		20	50	45							
		Cni	10	40	35				35	20	15		10	40	35							
227	死亡獣畜取扱業	Cno	25	35	25				25	25	25		25	35	25							
		Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
228	ア と畜場(日平均排水量400m³以上の工場に限る。)	Cno	25	60	25				25	45	25		25	60	25							
		Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
	イ (日平均排水量400m³未満の工場に限る。)	Cno	25	60	30				30	45	25		25	60	30							
		Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
229	中央卸売市場	Cno	20	30	25				25	20	20		20	30	20							
		Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	15							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの
- (注4)「県C値引下げ根拠」欄の( )は、根拠にも該当するが、他の根拠( )でカウントしたことを示す。

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
230	地方卸売市場	Cno	20	30	25				25	25	20		20	30	25							
		Cni	15	25	20				20	15	15		15	25	20							
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cno	20	35	25				25	30	25		20	35	25							
		Cni	10	25	15				15	15	10		10	25	15							
232	ア 整理番号2の項から前項までに分類されないもの(し尿処理浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの)	Cno	10	60	40				40	35	50		10	60	40							
		Cni	10	50	30				30	10	30		10	50	30							
イ (その他)		Cno	10	60	20				20	35	25		10	60	20							
		Cni	10	50	15				15	10	20		10	50	15							



表8 - 3 第6次及び第7次総量規制基準に係る業種等区分、C値範囲及びC値(りん)

(注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。  
(注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
(注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げるもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
2	畜産農業	Cpo	8	40	36				36	24	8		8	36	36							
		Cpi	8	9	9				9	8	8		8	9	9							
21項の備考	総面積が50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するものについては〔注〕新規に備考欄を追加	Cpo	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	40	36							
		Cpi	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	9	9							
3	天然ガス鉱業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
4	非金属鉱業	Cpo	1	2	1				1	1.5	1.5		1	2	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
5	ア	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) 〔注〕第6次「肉製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更	Cpo	4	16	4				4	4	4		4	16	4						
			Cpi	1	6	3				3	1	1		1	6	3						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	16	8				8	4	8		4	16	8							
		Cpi	1	6	6				6	1	2.5		1	6	6							
6	ア	乳製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	5	8.5	5				5	7.5	5		5	8.5	5						
			Cpi	1	3.5	3.5				3.5	1	1		1	3.5	3.5						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	5	8.5	6				6	7.5	5.5		5	8.5	6							
		Cpi	1	3.5	3.5				3.5	1	1.5		1	3.5	3.5							
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo	5.5	11	8				8	8.5	8*		5.5	11	8							
		Cpi	1	5.5	4				4	1	1*		1	5.5	4							
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo	3	4	3				3	3	3		3	4	3							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
9	寒天製造業	Cpo	3	5.5	3				3	4.5	3		3	5.5	3							
		Cpi	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cpo	3	6.5	3				3	3	3		3	6	3							
		Cpi	1.5	3	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	3	1.5							
11	ア	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	4				4	3	3		3	7.5	4						
			Cpi	1	3.5	3				3	1	1		1	3.5	3						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	6				6	3	3		3	7.5	6							
		Cpi	1	3.5	3.5				3.5	1	1		1	3.5	3.5							
12	ア	冷凍水産物製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	8	6				6	3	3		3	8	6						
			Cpi	1.5	5.5	4.5				4.5	1.5	1.5		1.5	5.5	4.5						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	8	8				8	3	3		3	8	8							
		Cpi	1.5	5.5	5.5				5.5	1.5	1.5		1.5	5.5	5.5							
13	ア	冷凍水産食品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	4	8	6				6	4	4		4	8	6						
			Cpi	1	6	4.5				4.5	1	1		1	6	4.5						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	8	8				8	4	4		4	8	8							
		Cpi	1	6	6				6	1	1		1	6	6							
14	ア	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・塩干・塩蔵品製造業を含む。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	8	6				6	7	3		3	8	6						
			Cpi	1.5	4	4				4	1.5	1.5		1.5	4	4						
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	8	8				8	7	5.5		3	8	8							
		Cpi	1.5	4	4				4	1.5	2.5		1.5	4	4							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
15	ア	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	4.5				4.5	5.5	3		3	7.5	4.5							
			Cpi	1	3	3				3	1	1		1	3	3							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	6				6	5.5	3		3	7.5	6							
			Cpi	1	3	3				3	1	1		1	3	3							
16	ア	野菜漬物製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	6.5	2.5				2.5	6	2.5		2.5	6.5	2.5							
			Cpi	1	3	2				2	1	1		1	3	2							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	6.5	6				6	6	2.5		2.5	6.5	6							
			Cpi	1	3	3				3	1	1		1	3	3							
17	ア	味そ製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	4	7.5	4				4	4	4		4	7.5	4							
			Cpi	1.5	4.5	3				3	1.5	1.5		1.5	4.5	3							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	7.5	7.5				7.5	4	4		4	7.5	7.5							
			Cpi	1.5	4.5	4.5				4.5	1.5	1.5		1.5	4.5	4.5							
18		しょう油・食用アミノ酸製造業	Cpo	4	8	6				6	5.5	8		4	8	6							
			Cpi	1.5	3	3				3	1.5	1.5		1.5	3	3							
19		うま味調味料製造業	Cpo	1.5	8	1.5				1.5	2.5	7		1.5	8	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
20	ア	ソース製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	6	4				4	3	3		3	6	4							
			Cpi	1	2.5	2.5				2.5	1	1		1	2.5	2.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	6	6				6	3	3		3	6	6							
			Cpi	1	2.5	2.5				2.5	1	1		1	2.5	2.5							
21		食酢製造業	Cpo	3	4.5	3				3	3	3		3	4.5	3							
			Cpi	1.5	3	2				2	1.5	1.5		1.5	3	2							
22	ア	砂糖精製業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	3.5				3.5	1.5	2		1.5	4.5	3.5							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	4.5				4.5	1.5	2		1.5	4.5	4.5							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
23		ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cpo	3	6	4				4	5	6		3	6	4							
			Cpi	1.5	3	3				3	1.5	1.5		1.5	3	3							
24		小麦粉製造業	Cpo	3	7.5	3				3	3	3		3	7.5	3							
			Cpi	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
25	ア	パン製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	6	3				3	2	2.5		2	6	3							
			Cpi	1	2.5	1.5				1.5	1	1		1	2.5	1.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	6	4.5				4.5	2	2.5		2	6	4.5							
			Cpi	1	2.5	2.5				2.5	1	1		1	2.5	2.5							
26		生菓子製造業	Cpo	3	7.5	6				6	6	7.5		3	7.5	6							
			Cpi	1	4	4				4	1	1		1	4	4							
27		ビスケット類・干菓子製造業	Cpo	3	4	3				3	3	3		3	4	3							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
28	ア	米菓製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	3				3	7.5	3		3	7.5	3							
			Cpi	1.5	4.5	2				2	1.5	1.5		1.5	4.5	2							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	7.5	4				4	7.5	3		3	7.5	4							
			Cpi	1.5	4.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1.5	4.5	2.5							
29	ア	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	6	4				4	4.5	3		3	6	4							
			Cpi	1.5	3	2				2	1.5	1.5		1.5	3	2							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	6	6				6	4.5	3		3	6	6							
			Cpi	1.5	3	2.5				2.5	1.5	1.5		1.5	3	2.5							



- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
48	ア	単体飼料製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	3.5	3.5				3.5	2	3.5		2	3.5	3.5							
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	3.5	3.5				3.5	2	3.5		2	3.5	3.5							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
49	ア	有機質肥料製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	2				2	1.5	2		1.5	3.5	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	3.5				3.5	1.5	2		1.5	3.5	3.5							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
50		たばこ製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
51		生糸製造業(副糸系精練業を含む。)	Cpo	2	6	2				2	2	2		2	6	2							
			Cpi	1	4	1				1	1	1		1	4	1							
55		繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cpo	2	4.5	4.5				4.5	3.5	2		2	4.5	4.5							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
57		繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cpo	2	4.5	2				2	2	2		2	4.5	2							
			Cpi	1	4	1				1	1	1		1	4	1							
58	ア	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2	1				1	1	2		1	2	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2	2				2	1	2		1	2	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
59	ア	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	5				5	5.5	2		2	5.5	5							
			Cpi	1	3	2.5				2.5	1	1		1	3	2.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	5.5				5.5	5.5	5.5		2	5.5	5.5							
			Cpi	1	3	3				3	1	2		1	3	3							
60	ア	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	6	5				5	4	2		2	6	5							
			Cpi	1	4.5	4				4	1	1		1	4.5	4							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	6	6				6	4	2		2	6	6							
			Cpi	1	4.5	4.5				4.5	1	1		1	4.5	4.5							
61	ア	繊維工業で綿状繊維系染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	5	4				4	4.5	3.5		2	5	4							
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	5	5				5	4.5	3.5		2	5	5							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
62	ア	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	4	4				4	3.5	2		1.5	4	4							
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	4	4				4	3.5	2		1.5	4	4							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
63	ア	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	5	3				3	3.5	2		2	5	3							
			Cpi	1	3	2				2	1	1		1	3	2							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	5	4				4	3.5	3.5		2	5	4							
			Cpi	1	3	2.5				2.5	1	2		1	3	2.5							
64		繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cpo	1	2	2				2	2	1		1	2	2							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
65		繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
66	ア	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
			Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
67		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cpo	2	3.5	2				2	2	2		2	3.5	2							
			Cpi	1	3	1				1	1	1		1	3	1							
68		繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	3.5	3.5				3.5	2.5	2		1	3.5	3.5							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
69		一般製材業又は木材チップ製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
			Cpi	1	2.5	1				1	1	1		1	2.5	1							
71	ア	合板製造業(集材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
75		木材薬品処理業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
76		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
77		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
78		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサーモケミカルパルプ製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
79		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
80		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	Cpo	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1						
		Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
89	機械すき紙製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
90	手すき紙製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
91	塗工紙製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
92	段ボール製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
93	重包装紙袋製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
94	セロファン製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
95	乾式法による繊維板製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
97	ア	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	イ	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1.5	1		1	1.5	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
100	ア	Cpo	2	4	2				2	3.5	2		2	4	2							
			Cpi	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5						
	イ	Cpo	2	4	2				2	3.5	2		2	4	2							
			Cpi	1	3	2				2	1	1		1	3	2						
100項の備考	新聞その他の出版物を印刷するもの	Cpo	2	4	2				2	3.5	2		2	4	2							
			Cpi	1	3	1				1	1	1		1	3	1						
101	ア	Cpo	2	3.5	2				2	3	2		2	3.5	2							
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
	イ	Cpo	2	3.5	2				2	3	2		2	3.5	2							
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2						
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo	2	26.5	2				2	2	14.5		2	16	2							
			Cpi	1	26.5	1.5				1.5	1	1		1	16	1.5						
103	複合肥料製造業	Cpo	2	30	2				2	2	16		2	30	2							
			Cpi	1	30	1.5				1.5	1	1		1	30	1.5						
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1				1	1	1.5		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
105	ソーダ工業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
106	電炉工業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
107	無機顔料製造業	Cpo	1	3	2				2	1	1.5		1	3	2							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	1	2.5	2				2	2	2		1	2.5	2							
			Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
108項の備考	りん及びびりん化合物製造工程にあっては	Cpo	2	40	8				8	21	16		2	40	8							
			Cpi	1	8	6				6	1	4		1	8	6						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cpo	1.5	3	1.5				1.5	3	1.5		1.5	3	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	Cpo	6.5	7.5	6.5				6.5	7	6.5		6.5	7.5	6.5							
			Cpi	4	5	4.5				4.5	4	4		4	5	4						
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
110項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	Cpo	2.5	3.5	2.5				2.5	2.5	2.5		2.5	3.5	2.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	2.5	2		1.5	2.5	1.5							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	Cpo	1	2	1				1	1	2		1	2	1							
			Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	Cpo	1	2	1				1	2	1		1	2	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
113項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものあつては	Cpo	2.5	3.5	2.5				2.5	3	2.5		2.5	3.5	2.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	1	2.5	1				1	1	1		1	2.5	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
115	脂肪酸系中間物製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	2		1.5	2.5	1.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものあつては	Cpo	4	20	8				8	5	20		4	20	8							
		Cpi	2.5	4	4				4	2.5	3.5		2.5	4	4							
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
117	発酵工業	Cpo	1.5	3	2				2	1.5	1.5		1.5	3	2							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
118	コルタール製品製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo	1.5	3.5	2				2	1.5	2		1.5	3.5	2							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものあつては	Cpo	6.5	24	6.5				6.5	6.5	8		6.5	24	6.5							
		Cpi	4	5	5				5	4	4		4	5	5							
120	プラスチック製造業	Cpo	1	3	2				2	2	2		1	3	2							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
121	ア 合成ゴム製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	1.5				1.5	2.5	1.5		1.5	3.5	1.5							
		Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	2				2	2.5	1.5		1.5	3.5	2							
		Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
122	ア 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	2				2	5	2		1.5	5	2							
		Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	2				2	5	2		1.5	5	2							
		Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあつては	Cpo	2	23	2				2	13	2		2	16	2							
		Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	1							
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
125	合成繊維製造業	Cpo	1	2	2				2	1	1		1	2	2							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
127	ア 石けん・合成洗剤製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							



- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合					
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定						
128	ア	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2				2	1.5	2		1.5	3	2								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2				2	1.5	2.5		1.5	3	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1.5		1	1.5	1.5							
129	ア	塗料製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	1.5				1.5	1.5	2.5		1.5	3	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2				2	1.5	2.5		1.5	3	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
130		印刷インキ製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
131		医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	1.5	6	2				2	4	2		1.5	6	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
131項の備考		医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cpo	1.5	8	4				4	8	8		1.5	8	4								
			Cpi	1	2.5	2.5					2.5	1	2		1	2.5	2.5							
132		医薬品製剤製造業	Cpo	1	2.5	2				2	1	2		1	2.5	2								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
133		生物学的製剤製造業	Cpo	1	2.5	2				2	1	1		1	2.5	1								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
134		生薬・漢方製剤製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
135		動物用医薬品製造業	Cpo	2	5	2				2	5	2		2	5	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
136		火薬類製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
137		農薬製造業	Cpo	2	5.5	2				2	5.5	2		2	5.5	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
138		合成香料製造業	Cpo	2	4	2				2	3	2		2	3.5	2								
			Cpi	1	2	1					1	1	1		1	2	1							
139		香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	4	2				2	2	2		2	3.5	2								
			Cpi	1	2	1					1	1	1		1	2	1							
140	ア	化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	3	2				2	2	2.5		2	3	2								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	3	2				2	2	2.5		2	3	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
142		ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	4	2				2	3.5	2		2	3.5	2								
			Cpi	1	2	1					1	1	1		1	2	1							
143		写真感光材料製造業	Cpo	1.5	2.5	2				2	1.5	1.5		1.5	2.5	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1		1	1.5	1.5							
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
145		イオン交換樹脂製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
146	ア	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	2.5	2		1.5	2.5	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2				2	2.5	2		1.5	2.5	2								
			Cpi	1	1.5	1.5					1.5	1	1.5		1	1.5	1.5							
147		石油精製業	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							
148		潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	2		1.5	2.5	1.5								
			Cpi	1	1.5	1					1	1	1		1	1.5	1							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
149	コーキス製造業	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
150	石油コーキス製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
151	ア 自動車タイヤ・チューブ製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	2		1.5	2.5	1.5						
		Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2				2	1.5	2		1.5	2.5	1.5						
		Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1						
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo	1.5	3	2				2	2.5	2*		1.5	3	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1*		1	1.5	1.5						
154	なめしかわ製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
155	毛皮製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
156	板ガラス製造業	Cpo	1	2	2				2	1	1		1	2	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
157	ア 板ガラス加工業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo	1.5	2.5	2				2	1.5	1.5		1.5	2.5	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
159	ガラス容器製造業	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) 同製品製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	1	2.5	1				1	2	1.5		1	2.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
165	生コンクリート製造業	Cpo	1	2	2				2	1.5	1		1	2	2						
		Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
166	ア コンクリート製品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	1.5				1.5	2	1.5		1	2.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	2				2	2	1.5		1	2.5	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
167	ア セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。) (日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	2	1.5		1.5	2.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2				2	2	1.5		1.5	2.5	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
168	黒鉛電極製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						

(注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
 \*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。  
 (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合		
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定			
169	砕石製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
170	鉱物・土石粉砕等処理業	Cpo	1	2.5	2				2	2	1.5		1	2.5	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
172	ア うわ葉製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2	2				2	1.5	1		1	2	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
173	高炉による製鉄業	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
175	フェロアロイ製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものを限る。)	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
182	鋼管製造業	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
183	伸鉄業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
184	磨棒鋼製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1.5	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
185	引抜鋼管製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
186	伸線業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
187	ブリキ製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
189	めっき鋼管製造業	Cpo	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
190	めっき鉄鋼線製造業	Cpo	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
192	鍛鋼製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
193	鍛工品製造業	Cpo	2	3	2				2	2	2		2	3	2						
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
194	鋳鋼製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
196	鋳鉄管製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1						

(注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
 \*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。  
 (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。  
 (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
 国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
 現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
197	可鍛鉄鉄製造業	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	1.5	1.5		1.5	2.5	1.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
198	鉄粉製造業	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
200	非鉄金属製造業	Cpo	1	2	1.5				1.5	1.5	1		1	2	1.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
200項の備考	表面処理工程(りん又はその化合物によるものに限る。)にあっては	Cpo	1	2	2				2	1.5	1		1	2	1							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1							
201	ア	電気めっき業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	2				2	3.5	1.5		1.5	5	2						
			Cpi	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	5	5				5	3.5	4.5		1.5	5	5						
			Cpi	1	3	3				3	1	1.5		1	3	3						
201項の備考	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	Cpo	2.5	8	5.5				5.5	6	7.5		2.5	8	5.5							
		Cpi	1	4.5	3.5				3.5	1	1.5		1	4.5	3.5							
202	ア	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	2				2	4	2		2	5.5	2						
			Cpi	1	3	1.5				1.5	1	1		1	3	1.5						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	5.5				5.5	4	4.5		2	5.5	5.5						
			Cpi	1	3	2.5				2.5	1	1.5		1	3	2.5						
202項の備考(ア)	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo	2.5	5.5	5.5				5.5	4	4.5		2.5	5.5	5.5							
		Cpi	1	3	3				3	1	1.5		1	3	3							
202項の備考(イ)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo	8	17	8				8	13	8		8	16	8							
		Cpi	1	6	6				6	1	1.5		1	6	6							
203	ア	一般機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	1.5				1.5	2.5	2		1.5	3	1.5						
			Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	3				3	2.5	2		1.5	3	3						
			Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	2						
204	ア	電子回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) [[注]第6次「プリント回路製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更]	Cpo	1	2.5	2				2	2	2		1	2.5	2						
			Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	2				2	2	2.5		1	2.5	2						
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	2		1	2	1.5						
205	ア	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。) [[注]第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)」を変更]	Cpo	1.5	3	2				2	2.5	3		1.5	3	2						
			Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3	2				2	2.5	3		1.5	3	2						
			Cpi	1	2	1.5				1.5	1	1		1	2	1.5						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直ししない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo	3	4.5	4.5				4.5	3.5	3.5		3	4.5	3							
		Cpi	1	2	2				2	1	1		1	2	1							
206	ア 輸送用機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	4	2				2	3	2		1	4	2							
		Cpi	1	2	1				1	1	1		1	2	1							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	4	3				3	3	4		1	4	3							
		Cpi	1	2	1				1	1	2		1	2	1							
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo	1.5	8	3.5				3.5	6.5	3*		1.5	8	3.5							
		Cpi	1	2	2				2	1	1*		1	2	2							
207	ア 精密機械器具製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	1.5				1.5	2	1.5		1.5	2.5	1.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	2.5				2.5	2	1.5		1.5	2.5	2.5							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
208	ア ガス製造工場(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	4.5	2				2	2	2		2	4.5	2							
		Cpi	1	3.5	1.5				1.5	1	1		1	3.5	1.5							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	4.5	4.5				4.5	2	2		2	4.5	4.5							
		Cpi	1	3.5	3.5				3.5	1	1		1	3.5	3.5							
209	ア 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	4	1.5				1.5	2.5	3		1	4	1.5							
		Cpi	1	4	1.5				1.5	2.5	1		1	4	1.5							
	イ (日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	4	2				2	2.5	3		1	4	2							
		Cpi	1	4	1.5				1.5	2.5	2		1	4	1.5							
209項の備考(ア)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	Cpo	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1							
		Cpi	1	2	1				1	1.5	1		1	2	1							
209項の備考(イ)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては	Cpo	1	8	2				2	4.5	3		1	8	2							
		Cpi	1	8	1.5				1.5	4.5	2		1	8	1.5							
210	空瓶卸売業	Cpo	4	5	4				4	4	4		4	5	4							
		Cpi	2	3.5	2				2	2	2		2	3.5	2							
211	ア 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第169号)第6条に規定する施設をいう。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	5	4				4	4	3.5		3	5	4							
		Cpi	1.5	2.5	2				2	1.5	2		1.5	2.5	2							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	5	5				5	4	3.5		3	5	5							
		Cpi	1.5	2.5	2.5				2.5	1.5	2		1.5	2.5	2.5							
212	ア 弁当仕出屋又は弁当製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	4	9	5				5	6.5	4		4	9	5							
		Cpi	1.5	4.5	4				4	2	2.5		1.5	4.5	4							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	9	6.5				6.5	6.5	4		4	9	6.5							
		Cpi	1.5	4.5	4.5				4.5	2	2.5		1.5	4.5	4.5							
213	ア 飲食店(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	5.5	5				5	5.5	4		3	5.5	5							
		Cpi	2	4	3.5				3.5	2	2.5		2	4	3.5							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	5.5	5.5				5.5	5.5	4		3	5.5	5.5							
		Cpi	2	4	4				4	2	2.5		2	4	4							

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合				
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定					
214	ア	宿泊業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	5	4				4	4.5	4		3	5	4							
			Cpi	2	4	3					3	2	2.5		2	4	3						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	5	5				5	4.5	5		3	5	5							
			Cpi	2	4	4					4	2	2.5		2	4	4						
215	ア	リネンサプライ業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	8	5				5	6.5	6		2.5	8	5							
			Cpi	1	5	4					4	1	2.5		1	5	4						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	8	6				6	6.5	6		2.5	8	6							
			Cpi	1	5	4.5					4.5	1	2.5		1	5	4.5						
216	ア	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	7	4				4	4.5	4.5		2.5	7	4							
			Cpi	1	3	2.5					2.5	1	1.5		1	3	2.5						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	7	5				5	4.5	4.5		2.5	7	5							
			Cpi	1	3	3					3	1	1.5		1	3	3						
218		写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cpo	4	5	4				4	4.5	4		4	5	4							
			Cpi	2	4	2					2	2	2		2	4	2						
219	ア	自動車整備業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	5	4				4	3.5	3.5		2.5	5	4							
			Cpi	2	3	3					3	2	2.5		2	3	3						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	5	4.5				4.5	3.5	3.5		2.5	5	4.5							
			Cpi	2	3	3					3	2	2.5		2	3	3						
220	ア	病院(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	3	5	4				4	4.5	4		3	5	4							
			Cpi	2	4	3					3	2	2.5		2	4	3						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	5	5				5	4.5	5		3	5	5							
			Cpi	2	4	4					4	2	2.5		2	4	4						
221		し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	Cpo	2	8	4				4	8	3*		2	8	4							
			Cpi	1	4	3					3	3	3*		1	4	3						
221項の備考		第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものあつては	Cpo	1	3	1				1	2	1		1	3	1							
			Cpi	1	3	1					1	2	1		1	3	1						
222		し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cpo	2	8	4				4	8	4		2	8	4							
			Cpi	1	5	3					3	3	3		1	5	3						
222項の備考		第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものあつては	Cpo	1	3.5	1				1	2.5	1		1	3.5	1							
			Cpi	1	3.5	1					1	2.5	1		1	3.5	1						
223	ア	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	8	2				2	6.5	8		2	8	2							
			Cpi	1	4	1.5					1.5	2.5	1		1	4	1.5						
	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	8	3				3	6.5	8		2	8	3							
			Cpi	1	4	2					2	2.5	1		1	4	2						

- (注1)「東海3県の6次C値比較」欄について、濃い網掛けは最も小さい値、薄い網掛けは2番目に小さい値を示す。-は当該業種等区分がないことを示す。  
\*を付した値は、その業種等区分に本県にはない規模区分があるため、単純比較ができないことを示し、数値は当該規模区分のうち小さい値である。
- (注2)「業種等区分」欄、「7次のC値範囲」欄及び「県7次C値(案)」欄の網掛けは第6次から変更があったことを示す。なお、「業種等区分」欄の変更は、すべて日本標準産業分類の名称変更による。
- (注3)「県C値引下げ根拠」欄の丸数字は、県のC値を見直ししようとする根拠であり、次のとおりである。  
国のC値範囲が変更され、県の第6次C値がそのC値範囲を上回る業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国のC値範囲が変更されたが、県の第6次C値はそのC値範囲内にある業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
国がC値範囲を見直さない業種等区分で、排水水質の実態等を踏まえてC値を引き下げたもの  
現時点で県内に立地している指定地域内事業場が有していない業種等区分であるため、国の第7次C値範囲の下限値に設定するもの

整理番号	業種等区分	時期区分	6次のC値範囲		県6次C値	県6次C値を国6次C値範囲と比較した場合			東海3県の6次C値比較			現時点で県内に事業場がある区分	7次のC値範囲		県7次C値(案)	県C値見直し根拠			県7次C値を国7次C値範囲と比較した場合			
			下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定	愛知県	岐阜県	三重県		下限	上限		下限値に設定	範囲内に設定	上限値に設定				
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては	Cpo	2	4	2				2	3	2		2	4	2							
		Cpi	1	3	1				1	2	1		1	3	1							
224	ア ごみ処理業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1	2.5	2.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	2.5	2.5				2.5	1.5	1.5		1	2.5	2.5							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
225	廃油処理業	Cpo	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
226	ア 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1	3	2				2	3	1.5		1	3	2							
		Cpi	1	1.5	1				1	1	1		1	1.5	1							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1	3	2.5				2.5	3	1.5		1	3	2.5							
		Cpi	1	1.5	1.5				1.5	1	1		1	1.5	1.5							
227	死亡獣畜取扱業	Cpo	2	4	4				4	2.5	2.5		2	4	4							
		Cpi	2	3	3				3	2	2		2	3	3							
228	ア と畜場(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	4	9.5	4				4	7	6		4	9.5	4							
		Cpi	2	4.5	3				3	2	2		2	4.5	3							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	9.5	8				8	7	6		4	9.5	8							
		Cpi	2	4.5	4.5				4.5	2	2		2	4.5	4.5							
229	中央卸売市場	Cpo	4	5	4				4	4	4.5		4	5	4							
		Cpi	2	3	3				3	2	2		2	3	2							
230	ア 地方卸売市場(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	5	4				4	4	4		2.5	5	4							
		Cpi	1.5	4	3				3	2	1.5		1.5	4	3							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	5	5				5	4	4		2.5	5	5							
		Cpi	1.5	4	4				4	2	1.5		1.5	4	4							
231	ア 試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cpo	1.5	4.5	3.5				3.5	3	4		1.5	4.5	3.5							
		Cpi	1	3	3				3	1.5	1		1	3	3							
	イ (日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	4.5	4.5				4.5	3	4		1.5	4.5	4.5							
		Cpi	1	3	3				3	1.5	1		1	3	3							
232	ア 整理番号2の項から前項までに分類されないもの(し尿処理浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの)	Cpo	1	8	4				4	4.5	6		1	8	4							
		Cpi	1	8	3				3	1	3		1	8	3							
	イ (その他)	Cpo	1	8	3				3	4.5	4.5		1	8	3							
		Cpi	1	8	2				2	1	3		1	8	2							